

特定水産動植物採捕不許可通知書

殿

山形県知事 ○○ ○○

年 月 日付けで申請のありました特定水産動植物採捕許可申請については下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- 2 不許可の理由

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して、審査請求をすることができます。

ただし、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

